

むつ市移動式赤ちゃんの駅貸与要綱

平成27年8月17日

むつ市告示第104号

(目的)

第1条 この要綱は、乳幼児を連れた保護者が安心してイベント等に参加できる環境づくりを推進し、子育て支援に資することを目的として、市内で開催されるイベント等において乳幼児の授乳及びおむつ交換を行うスペースとして活用するため簡易設置型授乳室を貸与することに関し必要な事項を定める。

(種類等)

第2条 簡易設置型授乳室（以下「移動式赤ちゃんの駅」という。）に使用する物品の種類及び数量は、別表のとおりとする。

(要件)

第3条 移動式赤ちゃんの駅の貸与（以下「貸与」という。）をすることができるイベント等は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内で行われるものであること。
- (2) 乳幼児を連れた保護者が参加できるものであること。
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動を目的としない団体又は法令及び公序良俗に反しない団体が行うものであること。

(申請)

第4条 貸与を受けようとする者は、移動式赤ちゃんの駅貸与申請書（様式第1号）に必要な書類を添付し、市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書の提出は、貸与を受けようとする日の3月前から7日前までの間に行うものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(決定)

第5条 市長は、貸与の申請があった場合は、その内容を審査の上、貸与の可否を決定し、移動式赤ちゃんの駅貸与（不貸与）決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 貸与を希望する期間が重複する複数の申請があった場合は、原則として申請順に貸与の可否を決定するものとする。

(貸与及び返却)

第6条 貸与の決定を受けた者(以下「使用者」という。)は、自らむつ市キッズパークにおいて移動式赤ちゃんの駅を受け取り、貸与の期間内に返却するものとする。

2 使用者は、移動式赤ちゃんの駅の返却に当たり、破損、汚損等の有無について、十分に確認するものとする。

(貸与の条件)

第7条 使用者は、次の条件を遵守しなければならない。

(1) 貸与の決定に係るイベント等の目的以外に使用しないこと。

(2) 移動式赤ちゃんの駅を適切に管理し、破損、汚損、紛失等が生じたときは、直ちに市長に報告すること。

(3) 移動式赤ちゃんの駅の使用によって生じた事故について、その責任を負うこと。

(貸与期間)

第8条 移動式赤ちゃんの駅の貸与の期間は、イベント等の実施の日並びに当該実施の日の前日及び翌日とし、最長で7日間とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(原状回復)

第9条 使用者は、移動式赤ちゃんの駅を破損し、又は汚損したときは、自らの責任において補修等必要な処置を行い、これを原状に回復しなければならない。

2 使用者が移動式赤ちゃんの駅を補修等が困難な状態まで破損し、若しくは汚損した場合又は移動式赤ちゃんの駅の全部若しくは一部を紛失した場合は、市長は、使用者に対し実費を弁償させることができるものとする。

(免責)

第10条 移動式赤ちゃんの駅の使用により使用者が被った損害又は使用者が第三者に与えた損害について、市はその責任を負わない。

附 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則(平成28年6月29日告示第89号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	数 量
テント	1
四方幕	1
テント収納袋	1
加重プレート	4
おむつ交換台	1
折り畳み椅子	1